

開 会 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、令和2年第7回大槌町議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小松則明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

3番、佐々木慶一君及び5番、澤山美恵子君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（小松則明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 議案第81号 災害の記憶を風化させない事業基金条例の一部を改正する
条例について

○議長（小松則明君） 日程第3、議案第81号災害の記憶を風化させない事業基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局からの提案理由の説明を求めます。
総務課長。

○総務課長（三浦大介君） 令和2年第7回大槌町議会臨時会における議案1件につきまして、提案理由を申し上げます。

議案第81号災害の記憶を風化させない事業基金条例の一部を改正する条例については、当該基金の設置目的の見直しに伴い、所要の改正を図るものであります。

以上、提案理由を申し上げます。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小松則明君） 提案理由の説明は終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（藤原 淳君） 議案第81号災害の記憶を風化させない事業基金条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

新旧対照表をお開きください。

改正前、第1条中、下線部分「観光船「はまゆり」復元」とあるものを、改正後は、第1条中の下線部分「被災した「民宿あかぶ」と「観光船はまゆり」による津波伝承事業」に改めるものです。

なお、附則により、本条例は公布の日から施行するものとしております。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 条例改正に関して、幾つかお尋ねいたします。

まず、町長にお尋ねいたしますけれども、今回条例改正に至るまでの間に、様々な議論が交わされてきたわけなんですけれども、これまで先輩議員などの指摘があったように、やはり条例改正を議論せずに、いわゆる「民宿あかぶ」の解体を決議したことについて、まさにイレギュラー感が否めない、そのような感じがしております。

そこで、町長に伺いたいのは、この条例改正が後回しになることについて、町長の側近の方あるいはこの条例に関係する方々の中から、順番が違うのではないかとか、あるいは筋違いではないか、そのように町長に進言なされた方あるいは御意見なされた方はいらっしゃったのかいらっしゃらなかったのか、その辺をまず伺いたいと思いますが、いかがですか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） この改正につきましては、「はまゆり」全体の復元につきましては、議論の中ではありましたし、私自身も感じるころはありましたし。そういう意味では様々な視点で、今回先に予算、そして条例という形になって、イレギュラーであったことは確かだと私自身も感じております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） いらっしゃったということで、少々ほっとしている感がございませう。条例の重さというものを、これもこれまで先輩議員からもいろいろお話があったように、改めて条例の重さというものを私も今回考えさせられた、そういった感じがして

おります。

民宿の解体は既に議決されたことなので、それを今どうこう言うお話ではないんですけども、しっかりと今後に向けて総括していただきたいと、そのように提言させていただきます。

改正後の条文には、「民宿あかぶ」そして「観光船はまゆり」による津波伝承事業とあります。民宿解体が既に決議されているので、当然復元保存はやらない。しかしながら、それにとって代わる何かしらはやりますよという含みを持たせた条文になっていると思うんですね。これ、町長、本当に大丈夫ですか。やられるんですか。いかがですか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 伝承ということになりますので、復元ではありませんけれども、しっかりとその事実を伝えて、やはり「忘れない・伝える・備える」という中で、しっかりと進めていきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） やるという御答弁でございます。何で私がこういうことを申し上げるかと言いますと、この条例が制定されたのが平成24年です。それから3年後の27年に事業見直し、評価がCということで、そのまま水面下で、地権者の方であるとかあるいはNPO団体の方々と、民宿解体に向けてのいろんな交渉、協議がなされてきたと認識しております。オフィシャルな部分では赤浜地域復興協議会に事業見直しの説明などをしたというふうに伺っておりますが、その間もこの事業基金の寄附金の募集というのはずっと続いてきたわけでございます。

その寄附金の募集ですが、これまでの議論の中でやはり御指摘があったように、ほとんど何もやっていないではないかという指摘が現在までございました。それに対して町のほうでは、いやホームページにずっと寄附金の募集はしていたんだと、お願いはしていたんだと、そういう御答弁があったんですね。そのホームページを見ると、今現在もそのままになっておりますけれども、「民宿あかぶ」に観光船が乗った画像と数行にわたる寄附金のお願いだけなんです。たったそれだけです。その他の取組というのはほとんど見えていない。ないに等しいと私は感じているんですけれども。条例制定から今日まで8年間大した取組も、言い方は悪いですが、大した取組もしていない、いたずらに時間だけが経過しているわけなんですけれども。

これで本当に大丈夫ですか、町長。これ、少しきつい言い方しますが、この期

に及んで話が進まないとなると、本当に町民の皆さんに「町長嘘つきだ」と、そのように恐らく言われます。大丈夫ですか、これ、町長。これ3回目なので、言いつ放しで結構ですので、町民の皆さんに向けて、本当にやるんだということを発信していただきたい。いかがですか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） しっかりと取り組んでいくということですので、この「はまゆり」を含めて、民宿を含めて、伝えるということになりますので、しっかりと取り組んでまいります。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 菊池議員さんと重複する面がありますので、御承知いただきたいと思います。

この条例案は、「はまゆり」の復元を目的とする現条例を、「民宿あかぶ」と「観光船はまゆり」による津波伝承事業に変更するということです。先月25日に、町民を対象とした説明会で、町長は復元に対する取組が不十分であったと、そういうことをお話しされました。どういう点が不十分であったのか、改めて御説明をいただければ幸いです。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 条例制定、先ほど御指摘があったとおり、その中では制定すれば、それに向けた取組が必要だったろうと思いますけれども、様々に関係者とのすり合わせができないままの条例制定であったというようなこと、そしてまた、制定しながら、なかなか前に進めてしっかりと寄附金を集めるというような状況がしっかりと取られていなかったというようなことが、やはり十分な対応がなされなかったというふうなことだと私は思っております。

また、今回の件につきましても、先ほど菊池議員のほうからもありましたとおり、イレギュラーであったことは十分承知をしております。そういう中であっても、やはり所有者を含めて様々な関係者の調整を図る中で、イレギュラーになってしまったということになりますので、それはしっかりと反省をしながら、これからの部分については取り組んでまいりたいと思います。

重複しますが、やはり今回のことを踏まえながら、条例制定を踏まえて、またこれからの進め方についてもしっかりと「はまゆり」につきましては伝えていくという強い意志は持っております。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） ありがとうございます。実は、今回の臨時議会で条例改正案が可決成立された後には、事実上「観光船はまゆり」の復元ができないわけです。ですから、これには復元に取り組んできた関係者も、本当に残念な思いを抱いているには違いありません。町長は、町民や寄附者それから関係者と検討し伝承活動を広げていきたいと、常々こうおっしゃっております。保存会の方々とそれから募金に協力した方々に納得していただけるような伝承の在り方をどのように現時点で考えておられるのか、お聞かせいただければ幸いです。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤原 淳君） 今後の取組なんですけれども、今後取組するに当たってはやはり現在の「民宿あかぶ」さんの状況であったりだとか、「観光船はまゆり」の当時の状況であったりだとか、そういった状況の写真であったりだとか、そういったものを活用いたしまして、最新の技術でありますけれども、VRでそういった事実があったということ伝えていく伝承活動にするといったことと想定しております。活動するに当たっては、住民の方々と意識を合わせた上で、どういった伝承の仕方がいいのかというのを協議した上で進めていければというふうに考えておりました、今後になりますけれども、そういった協議をする場であったりだとか設けながら、進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 企画財政課長さんがきちっとおっしゃったことを、ぜひ地域の方々、関係者の方々とも力を合わせて履行していただければと。ありがとうございます。

それから、3回目になりますので、条例規則に準じて仕事をするのが行政の最たる責任だと私は痛感しております。町長は、10月7日の全員協議会で、条例改正後に解体費を計上すべきだったと述べられております。私もそれは本当に同感です。今回、条例が改正されていない状況に関わらず、予算がもう既に可決成立されましたが、本当に今後はこのようなことが起こらないように、条例の執行責任者、私は町長であると思います。ですから、今後は条例規則にのっとった行政運営をしていただきたいと、そのように思いますが、町長、コメントがあればお伺いいたします。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 過日の全員協議会でもお話したとおり、本来あつてはならない

ということは十分承知をしております。関係者の方々の調整がどうしてもならない状況の中で、予算が先行した形になっております。今後につきましては、しっかりと条例の趣旨を踏まえて、やはり制定も含めてそういう部分につきましては、やはりしっかりやっていくということをお誓い申し上げたいと思います。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） この震災遺構については、前にも何度かお話ししておりました。それで、町長、船の復元はなかなか進まないし、多少無理な面もあると私も感じておりました。それで、復元に代わる遺構にもなり得るし、その建物の保存ということを訴えてまいりました。ですが町長は、積極的に残す考えはない、こういうことをおっしゃってました。当然寄附集めにも積極的ではなかったように感じておりますが、震災遺構について、この町から全てなくなるというような形になると思うんですが、町長はその辺、震災遺構をどのように考えているかをまずお尋ねします。

それから、財政のほうでVRでも見れるということをおっしゃいましたけれども、そのまま、今まで金もかかってこなかったものを震災遺構とすることによって、VRを使わなくてもすぐ見えるじゃないですか、わざわざそういうお金をかけるよりも。そして訴えていくことができるんじゃないかなと、私はそう思うんですが、その辺お尋ねします。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） 震災遺構の考えについて一言述べますけれども、震災遺構につきましては、当然震災伝承、伝えていくという意味においては、非常なる力を持っている意味を持っている、残すということは、というふうには思います。ただし、これは残していくのかそうでないのかということに関しましては、行政をはじめ、それから町民の皆さんの合意が必要でございます。町民にとって、町民の皆さんにとって、町にとってどうなのかという議論が大変重要だろうと、その結果を真摯に受け止めて進めるべきが基本だというふうに考えております。その結果、大槌町は震災遺構というものにつきましては、遺構を管理する管理者に委ねるという最終的な基本的な考え方にのっとりやっております。しかし、それを伝えていくということに関しては、いささかも変わるものではございませんので、今後につきましては、この議会の後でもございますけれども、これまで伝えてやっております「忘れない・伝える・備える」という基本コンセプトの下に、これから津波伝承の基本的考えから、今後具体的な展開をどうしてい

くのかということにつきまして、震災伝承に関する全体的な方向性、方向性といいますか具体的な進め方について、トータルで大槌町はこうしていきたいんだということを、皆さんにお諮りをして進めてまいりたいと思います。その上で、今回の「民宿あかぶ」につきましても、単にVR等の映像等で表現するんだという話がありますけれども、それはあくまでも例でございまして、いかに伝えていくかということを中心に考えた場所にしていきたいという考えでございまして、御理解をお願いいたします。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 私がずっと申し上げてきたのは、やっぱり本物の迫力は違うということ。それは、今テレビでもいろんな昔の掛け軸とか、それで様々偽物になったり本物になったり、それで価値をつけたりしておりますけれども。

まず、今の小学校の低学年は津波を知らないんです。一目見て、津波とはどういうものかというのが分かる施設、それで私はずっと言ってきたんです。そして、この町の中でやっぱりしっかり自然と向き合う、この町は自然の中で育つ、それを伝えるために大事な施設と言ってきました。

それから、過去の人たちがいろんな津波の中で石に刻んできたんですけれども、それを見ようとしていなかった、それは私たちもそれを反省しなければならないと思います。ですが、今はわざわざそういうものを本を開いたり見なくても、字が読めないです、昔の字なので。そういう字を読まなくても見て分かる、これは大事だと思うんですが、その辺はどのように考えていましたか。

○議長（小松則明君） 阿部議員。今言っているものに対しては、解体のものが成立になっているものに対して、またそれを残すべきという発言の捉え方に聞こえてきましたけれども、そこの言い直しをちょっとお願いいたします。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 伝承の在り方として、ただ単に後から作るのではなく、どういう形で残すか、本物がそこに何かなければならないということなんです。その辺はどのように考えていますかということ。どのように本物を表現するか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） 本物をどのように表現するかということについては、本物の持っている意味というのは大変大きいという認識はございます。ただしながら、私もここに来て5年間震災伝承に関わってまいりました。様々なソフト的な事業をしてまいりましたけれども、特にハードによって残すことに関しましては、これは町民の皆さんのそ

の建物、残された物に対する思いというものが那邊にあるのか、いかにあるべきなのか、あるいは賛成ができるものなのか、そうでないのかという、そういうことがやっぱり大事だと思います。つまりは、その物に対する思いというものが、やはり町全体のコンセンサスの下に残す残さないという議論になりませんと、極端な言い方をしますとハードはハードでございますので、それに意味を与えるのは、私は人の心だと思っております。その辺につきまして、大槌町がどういう、大槌町の行政も含め、あるいは町民も含めまして、どのようなコンセンサスが得られるかという観点で決められるべきものだと認識をしております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 私もそう思います。ですが、当局とすれば、そういうふうな行動をとってこなかったんですよね。私はそのように感じております。別な面で遺構に関してはいろんな話がありましたけれども、私自身が一番最初に、もう震災直後ぐらいに遺構として条例をつくったわけなんですよね。その条例に対して動きが全然なかった、それ以前にもう解体のほうが出されてきた。だから今言ったとおり条例が先だったということになれば、さきの解体の部分は保留にしてももう一度考え直すという部分があってもいいんじゃないんですか。私はそのように感じますけれども。この条例、津波をどのように伝えるか、そういう話をしっかりしていかなければならない、そういうふうな受け取れますけれども、今後そういう活動をきちんと起こしていくんですか。解体してしまっただけでなく、それを含めても大事だと私は思うんですが、いかがですか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） 今後どのように震災伝承を進めていくかというトータルの御質問だと思います。これにつきましては、先ほども申し述べましたように、今後の大槌町の震災の伝承の進め方につきまして、別の場を設けまして皆さんに御説明をしたいと本日思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 私はこの件については発言しないことにして、この間の集会にも参加しませんでした。今日でまず決着がつくと。ここで一言申し上げます。

大変残念なことには、恐らく役所で殉職なされた方、またいろんな家屋にて父さん母さんを亡くされた方、いろんな友達から全て亡くされたこの町において、今同僚議員が津波の遺構について云々かんぬん言ってきたと。私もそう思う。この町でこのくらい

の同じ町にするのなら、よその市の割合を考えたら、このぐらいの人数が亡くなった中でいろんな教訓として残すべきものもなくなったと。町が新しくなったのがこれは新しい遺構かも分からないけれども。だけれども、やはり百聞は一見に如かずという言葉も昔からある。そういう言葉もある中で、子供たちがすぐ見ただけで、あっ津波ってこんなにすごいものだ、大変なものなのかというのが分かるのが本当は一番大事で、そして国内国外にまでニュースも配信された、どこも釜石の隣だと言えば、「ああ釜石の隣ですか」と言うけれども、大槌は知らなかった。出張していったときね。ただ、釜石の隣で観光船が民宿の上に上がったところだと言えば、それはみんな知っていた。そして前町長はこれを何とかやろうとして条例までつくったと。ということは早く言えば、前町長の総括しているんだけれども、あなた方は。私とすればそのように見える。

どれだけ条例というものが大事なものなのか、私はそこだけ言いたい。自分たちの都合のいいように条例変えられるのでは、町民はたまったものじゃないですよ。私はこの期に及ん……どんなことがあったってこれは賛成できないけれども、あなた方の考え方一つで条例をころころと変えられたのでは、町民はたまったもんじゃないと。それは、町民がこの裏の体育館だか集会場に千名も二千名も集まった集会じゃない。しかしながら、やっぱりこういう大事なことは、残すのは残さなければならぬですよ。町長とすれば、同じ殉職した人たちがいっぱいいるから、ならばこういう津波の遺構をなくしてしまいたいという気持ちも、心のどこかにあるかもしれない。全部がないとは言わない。どこかにはあると思うんですよ。もうこうなったら、精神論も信心も関係ないけれども。いずれにしても、条例の重さというのはあなた方は本当に感じていますか。そこについて、町長から一つ。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 条例制定含めて大事なことだと私、十分承知はしております。しかしながら、やはり、状況においては変更することはやぶさかではないと思います。やはり状況というのは、やはり町民含めて様々な方々の意見を聞きながらということもございまして。条例については制定はもちろんしますけれども、あらゆる条例の中では一部改正はやられるわけですから、決して堅硬に確実にそれを履行するというのではないだろうと思います。先般も話したとおり、震災の状況を踏まえて事業見直しをする中で、これからの大槌町の中で何をすべきかと、あとは経済的な財政的なものも含めてトータルで考えたということになります。

今回の条例の修正点につきましては、震災の直後だったということもあります。やはり、遺構を残すという部分もあった。そういうこともありますけれども、この10年の長きの中で、やはり状況が変わってきているということになりますので、もちろん制定時における思いというのをしっかりと捉えて住民の方々に説明をしていく、その責任はございますけれども、10年の中で町が変わっていく、状況が変わっていく中では、やはりそのままにしておかないで、やはり一部改正でも、その方向性を決めていくことがすごく大事なことではないかと思えます。やはり、制定時における様々な要素とかその状況等をしっかりと捉えて、条例をつくるということが必要だったと、それは思います。条例制定はすごく大事なことですし、その条例を制定した趣旨をしっかりと行政が進めていくということも大事だと思います。つきましては、今回の条例制定を変えていくという部分につきましては、やはり反省しなければならないことだと思いますので、制定につきましてはしっかりとこれからも取り組んでまいりたいと思います。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 方向性は方向性としてそれは認めます。条例についても、国県から変わってきていればどんどん変えることも知っているし、町内の条例だとこれはみんなが賛成してできることであってね。だけれども、例えばその中に賛成多数でこれが可決されたとしても、反対した人間もどれだけいたかということを中心に留めておく必要が、これ絶対ある。その中において、例えば財政課の課長の言ったことと副町長がいやそれは一つの例だとかと、同じ職員の中でそういうことをやっている。それでは駄目なんですよ。だから、条例変えるといってもこういう状態でしょう。例えば、今度やるといえば、VRでやると言えば、いやいやそうではない、それは一例だとなるから。やっぱりこれだけ問題になって、条例変えなければならないんだとやるのであれば、その後どのようにやるかというのが、たとえば財政課長が言ったら副町長はそのとおり進めていきますでもいいよ。それが話が変わるんたら。それだけあなた方も凸凹になっているんだよ。それについて、副町長どうお考えですか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） 私の発言が内部でのそごがあるように聞かれたことについては、申し訳ございませんでした。そういう意図は全くございませんで、VRとかという話が出ているのは一つの考え方としてもあって、いずれそういうことも含めてトータルである場所をいかに効率的に伝えていくかということの中での議論の一つであって、それを

否定するものではございませんので、内部で私と課長の間に認識のずれがあるということは決してございませんので、それは御理解をいただきたい。思いは一緒で、あの場所も含めまして、大槌町の伝承をいかにあるべきかということについては真摯にお互いに議論を尽くしてまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 実は、副町長おしゃっちにいる頃から、あそこにいた人間がこの中に入ってきたと、中に入ってきた以上はもう少し外からの力が中に多分にでも強く入れればいいと思っていたんですけれどもね。ただその中において、中に入れば行政人だからそういう方向に進んだのは分かります。ただ、あくまでも我々もそうだけれども、船を元に戻そうとしてつくったときの考え方の議員とすれば、全員が賛成したのだから、ここにいた人たちはね。だから、それだけあのものを世の中に残して、これからの子供たち、孫子の代まで津波の恐ろしさというのを覚えていていただきたい、そういう気持ちでその条例が通ったんですよ。それだけは絶対に忘れないようにしていただきたい。以上です。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。阿部俊作君。御登壇願います。

○8番（阿部俊作君） この震災遺構条例について、本来この項目であれば私は賛成でそのまま進むつもりではおりました。ただ、当局の答弁をお聞きいたしまして、遺構に対するものの考え方と条例に対する考え方が私とちょっと違いますので。

まず、この条例は町民に向けただけでなく、全国に、世界に向けて発信した条例であります。条例そのものを決めて、そう発信している中において、やっぱりこの条例は世界の人たちが納得する、そういう部分も含まれてあると思うんです。そういう面で、寄附者に対してどのような対応をしてきたかという、私は不十分であったと思います。そういう不十分があることで、改正しましたから、はいそれで進みます。それではいけないと思います。それから、順番が間違いでしたと言いました。では、条例を改正すればそれで済むか、そういう問題でもないでしょう。私たちはもうちょっとしっかり考えなければならない、時間を置いて考えなければならない、こういう事態だと私は思っております。

それから、この震災遺構というのは、ただ単に津波が来たというものではないんです。このまちづくりの中でどういう位置を占めるか、そしてこの地球上で暮らす私たちは、

どのように自然と向き合っていくか。震災遺構の中でも大槌のこの赤浜の観光船が乗り上げた建物は教材なんです。自然と向き合う学習の教材として、そういう資料なんです。これを残すことによって、この町の文化レベルも向上すると、そういう遺構であると私は思っております。そういうことを皆さんにも知ってほしい、そのように思います。お金は人間がつくってどうにでもなります。ですが、自然のこの造形はなかなか人間ではできません。自然と向き合うということの大事さは、今COVID-19、ウィルスのパンデミックを見て分かる通り、人間の経済活動とかそういうことだけが中心になったためにそういうことも起きてきました。私たちは改めて自然と向き合う、そういう教材がこの町にある、これをむやみになくしたり壊したりしないようにしてほしい、そういう思いもあります。

それから先に、本来必要な条例なんですけれども、私はなぜここで反対討論をするかと言いますと、当局の今までの姿勢を見ると、とてもではないが、自然に向き合う姿勢が見えないんです。ですから、もうちょっと皆さんと話し合い、しっかり考える。そしてこの町の未来をどのように考えるか、そういうことを当局あるいは町民等多くの方々と話をしていきたい。時間稼ぎみたいに思われるかもしれませんが、まずこの条例をしっかり見ながら、この町をどうするかということを皆さんと共に考えるために、もうちょっと、今ここで条例を改正しました、はいすぐ解体です、そういう方向にならないように、しっかり考えることが必要なことです。何年かかっても。私たち人類がこの地球上で長く暮らすためにはしっかり向き合う、そのために、今、昔の、過去の人たちがこのまちづくりの中でどのように伝えてきたか、それを見ながら私たちもどのように伝えていくか、それをしっかり考えなければならないと思います。そういうことで、この条例改正はまだ早いです。終わります。

○議長（小松則明君） 討論ほかにありますか。討論を終結いたします。

これより議案第81号災害の記憶を風化させない事業基金条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

○議長（小松則明君） 以上で本日の日程は全て終了いたしましたので、会議を閉じます。

令和2年第7回大槌町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

閉 会 午前10時38分

上記令和2年第7回臨時会会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員